

株式会社さきがけプラス A

●有料職業紹介事業許可番号：05-ユ-300022

返戻金制度について

（人材紹介料の返還）

採用決定者が入社後、本人の都合又は就業規則に基づく懲戒解雇によって退社に至った場合、人材紹介料を返還するものとする。

入社日に退社：人材紹介料の 100%

入社後 1 ヶ月以内に退社：人材紹介料の 80%

入社後 3 ヶ月以内に退社：人材紹介料の 50%

但し、採用決定者の責めに因らない解雇・退職・死亡、採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退社、その他免責が妥当と判断される事由の場合はこの限りではない。